

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町  
広域廃棄物処理事業協議会規程

(規約第21条第1項関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約（以下「規約」という。）第21条第1項の規定に基づき、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）の担任する事務の管理及び執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第2条 規約第4条の規定により、協議会が担任する事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
富津市役所 (富津市市民部環境保全課内)	富津市下飯野 2443 番地

(組織)

第3条 担任事務に従事する職員（以下「職員」という。）の組織構成は、原則として次のとおりとする。

木更津市職員	1名
君津市職員	1名
富津市職員	2名
袖ヶ浦市職員	1名
鴨川市・南房総市・鋸南町職員	1名

(職員の選任)

第4条 規約第3条に定めるところにより協議会を設ける市町（以下「関係市町」

という。)の市町長は、規約第10条第3項の規定により職員を選任するときは、職員選任通知書(別記様式第1号)により協議会の会長(以下「会長」という。)に通知するものとする。

(職員の解任)

第5条 会長は、前条の規定により選任した職員を当該職員の所属する関係市町の長の求めにより解任したとき、又は、規約第10条第4項の規定により職員を解任したときは、職員解任通知書(別記様式第2号)によりその旨を当該職員が所属する関係市町の長に通知するものとする。

2 関係市町の長は、職員解任通知書を受けたときは、会長に速やかに新たな職員を選任しなければならない。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、令和3年4月1日から適用する。